

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について

農地等の利用の最適化の推進に関する指針を次のように定めるものとする。

令和5年3月20日

大府市農業委員会会長 久 野 一 弘

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市は、知多半島の付け根、名古屋都市圏の都市近郊に位置し、その立地条件を生かして東部は水田、西部は畑地を中心とした農業経営が営まれ、露地野菜・果樹の他、一部の農家では収益性の高い施設園芸等の導入が進んできた。

しかし、都市近郊という立地から宅地化が進み、農地面積の減少など農地基盤の弱体化、高齢化や後継者がいないことによる担い手不足が深刻化している。一方で、今まで、農用地の利用集積が進んでいなかったが、将来を見据えた農地利用の意向調査（令和元年12月実施）では「10年以内には農地として貸したい・売りたい」と「既に貸していて、引き続き貸したい」で約5割を占めているため、将来の担い手に農地の集積・集約化を進める機会となっている。

このため、担い手の育成・確保や新規参入の促進に加え、農地中間管理事業などの推進による農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（以下「指針」という。）として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和10年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省課長通知）に基づく「最適化活動の目標」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 【遊休農地を含む】(A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	7 1 2 . 2 ha (696+16.2)	1 7 . 2 ha (16.2+1.0)	2 . 4 2 %
3年後の目標 (令和7年3月)	6 8 0 . 9 ha	1 4 . 9 ha	2 . 1 9 %
目 標 (令和10年3月)	6 4 8 . 6 ha	1 2 . 6 ha	1 . 9 4 %

注1：現状の管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計による耕地面積と農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積であり、目標面積は、農地転用の実績（年間10ha）から判断し目標値を定める。

注2：現状の遊休農地面積は、利用状況調査により把握した農地法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積とする。

注3：平成29年度から5年間の遊休農地の状況と現状を考慮し、3年間で2.3ha（1.3ha+1.0ha）の解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○ 農業委員会は、利用状況調査と農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施のために協議や検討を行う。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

○ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条の規定に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構等との連携について

○ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）等への貸付け手続きを

行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、1号遊休農地のうち黄色に区分された遊休農地については、関連事業への影響や現況に応じて、慎重な「非農地判断」により守るべき農地を峻別する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 【耕地面積のみ】(A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	6 9 6 ha	2 1 5 . 0 ha	3 0 . 8 9 %
3年後の目標 (令和7年3月)	6 6 6 ha	3 6 1 . 9 ha	5 4 . 3 4 %
目 標 (令和10年3月)	6 3 6 ha	5 0 8 . 8 ha	8 0 . 0 0 %

注1：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標及び「大府市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体その他の集 落営農組織
現 状 (令和4年3月)	6 3 5 戸 (8 2 戸)	6 4 経営体	6 経営体	1 0 経営体	0 団体
3年後の目標 (令和7年3月)	5 9 4 戸 (7 3 戸)	6 4 経営体	6 経営体	1 0 経営体	0 団体
目 標 (令和10年3月)	5 6 7 戸 (6 7 戸)	6 4 経営体	6 経営体	1 0 経営体	0 団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。

注3：総農家数R4：△14戸（△3戸）、R5：△14戸（△3戸）、R6：△13戸（△3戸）、R7～R9：△9戸／年（△2戸

／年)

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」見直しへの参画について

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある法定化された「人・農地プラン」を実質化していくとともに、目標地図の素案を作成して、地域計画の策定に協力する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、農政課、農地中間管理機構、あいち知多農業協同組合等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について農地中間管理事業等の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 市内の地域の農地利用の状況及び担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、ほ場整備が進んでいない地域の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の検討と新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者権利設定面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者権利設定面積）
現 状 （令和4年3月）	8人 （ 3. 5ha）	1法人 （ 0. 3ha）
3年後の目標 （令和4年3月）	8人 （ 3. 5ha）	1法人 （ 0. 3ha）
目 標 （令和4年3月）	8人 （ 3. 5ha）	1法人 （ 0. 3ha）

注1：新規参入者数は、初回の農地権利移動設定日から5年以内の新規就農者の農地権利移動を行った者の数値であり、法人雇用者や親元就農者は含まない。

注2：目標数値は、過去5年間の実績及び「大府市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に基づき、個人新規参入者：年8人、法人新規参入者：3年間で1法人を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 農政課、県関係機関、農業委員会ネットワーク機構、あいち知多農業協同組合等と連携し、市内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて農地情報の提供や個別相談を実施する。

② 企業参入の推進について

- 担い手への農地の集約化との調整の上、企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の定着を図るとともに、将来の担い手としての育成の役割を担う。